

令和3年11月24日

守谷市議会議長 殿

委員長：梅木 伸治



報告者：海老原博幸



議会運営委員会視察・研修報告

標記の件について、次のとおり参加したので報告します。

視察・研修日	令和3年11月11日
視察・研修場所	南相馬市役所会議室
視察・研修項目	南相馬市のオンライン会議について
参加者	守谷市側 梅木伸治、寺田文彦、伯耆田富夫、高梨恭子、長谷川信市、 渡辺秀一、高梨隆、砂川誠、海老原博幸、議長:高橋典久 議会事務局長:高橋弘人、同補佐:高橋哲也
	相手側 中川議長、議会運営委員会:渡辺委員長、議会事務局 根本 様
視察・研修目的	南相馬市で条例化したオンライン会議について学ぶ ロボットテストフィールド視察(中川議長からの提案により視察実施)
視察・研修内容	オンライン会議について (1) 国の考え(令和2年7月16日総務省自治行政局課長通知) 本会議については、地方自治法第113条及び第116条において 定足数及び表決について規定されている。これらの規定における 「出席」とは、現に議場にいることと解されており、オンラインによる方 法を活用することは認められていない。 委員会については、定足数や表決に関する事項は、条例で定める こととされている。 (2)導入の経緯 ①令和2年5月 議場の座席を変更(3人席→2人席間隔を広く) ②令和2年9月 議場にアクリル板を設置(質問席と演台) ③令和2年10月決算審査特別委員会を2会場で実施(モニター利用) 以上の経緯を経てオンライン委員会を検討

④条例改正の検討等

オンライン会議システム 市執行部で導入した V-CUBE を活用
条例等の改正文の検討 大阪府議会、群馬県議会条例を参照

⑤令和 2 年 12 月 委員会条例、会議規則の改正案を可決、公布

⑥令和 3 年 1 月 議会運営委員会において運用に関する申合せ
事項を確認

⑦令和 3 年 2 月 議会全員協議会にて委員長が全議員に周知

オンライン委員会のデモを実施

(3)条例等の規定内容について

①委員会条例

会議の特例(第 15 条)

I 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置が必要と認めるとき
又は大規模な災害等により委員会の招集場所への招集が困難と
判断される実情があるときは、オンラインを活用した会議を開くこと
ができる。

II 委員は、オンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委
員長の許可を得なければならない

III 委員長の許可を得た委員は、出席とみなす。

(第 16 条(定足数)、第 17 条(表決)関係)

IV オンラインを活用した会議の開催方法その他必要な事項は、
議長が別に定める。

②会議規則

不在委員(第 131 条)

表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。
ただし、委員長の許可を得たときは、表決に加わることができる。

投票による表決(第 133 条)

オンライン会議を除く。

(4)申合せ事項

オンライン会議を円滑に運用するために、議員がオンラインによる
出席する場合の理由他いくつかの申合せ事項を設けている

	<p>Q1.議員個人のオンラインでの出席を希望する場合の理由としてコロナや大規模災害以外の理由、ケガ等の場合を認めるか</p> <p>A. 原則新型コロナ等感染症対策と大規模災害に限定している</p> <p>Q2.傍聴者への対応は？</p> <p>A. 議長役の委員長または代行者は会議室での参加になるため、傍聴者は通常と同じ会議室にてモニター等を見ながらの傍聴となる。</p> <p>Q3.新型コロナに感染した場合はオンライン出席になるのか？</p> <p>A. 原則療養を優先してもらい委員会等は欠席して頂く。</p>
<p>視察・研修総括 (今後の取組み等)</p>	<p>非常事態に備えオンライン会議による委員会開催を条例化されているのは議会 BCP の観点からも素晴らしい取り組みであると思います。運用的にはまだ未実施とのことだが、今後新型コロナウイルス感染拡大による第 6 波が発生した場合有効に機能すると思われます。守谷市議会では全員協議会をオンライン会議で数回開催しており実運用上で先行している部分もありますが、今後非常時に常任委員会等をオンライン会議により開催できるよう準備しておく必要性を感じました。</p> <p>市役所での研修終了後、中川議長のご提案により急遽福島ロボットテストフィールドを見学させて頂くことができました。</p> <p>主にドローンのテスト環境を整えた施設で、煙突、トンネル、陸橋、浸水した住宅等のモデルが点在していた。</p> <p>当日は廿日市市の消防署の方がドローンの操作の研修をされているところに出くわした。市内で宿泊しながら研修するパターンが多いとのこと。</p> <p>テストフィールドは海沿いで東日本大震災時は津波により大きな被害を受けたところで、周囲には何もなかったところだった。</p> <p>この場所に国がロボットテストフィールドを設立したのも福島イノベーション・コースト構想という福島復興のための国家プロジェクトの一環とのことでした。</p>